

福祉部 平成30年2月定例府議会提出予定議案の概要

1. 事件議決案（6件）

件 名	概 要	所 管 課
不動産の無償譲渡の件	<p>府立金剛コロニー再編整備の一環として、利用者の地域生活への移行等を推進するため、グループホームを整備する社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団に対し、土地を無償譲渡することについて議決を求める。</p> <p>【不動産の種別等】土地 615.37㎡ 【相手方】社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団</p>	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府障害者扶養共済制度掛金に関する債権放棄の件	<p>大阪府障害者扶養共済制度掛金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった299万500円及び当該掛金に係る遅延損害金</p>	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府婦人更生資金貸付金に関する債権放棄の件	<p>大阪府婦人更生資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 貸付額103万8,912円のうち、回収不能となった77万3,440円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>	子ども室 家庭支援課
大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する債権放棄の件	<p>大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求める。</p> <p>【放棄する債権】 貸付額1,410万7,337円のうち、回収不能となった1,036万6,083円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>	子ども室 家庭支援課

<p>大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金に関する債権放棄の件</p>	<p>大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議決を求める。 【放棄する債権】 貸付額 2,367 万円うち、回収不能となった 2,151 万 4,903 円及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>
<p>堺市に係る児童自立支援施設に関する事務の受託についての規約を変更する件</p>	<p>堺市から府が受託する児童自立支援施設に関する事務の受託期間を 1 年間延長するため、規約を変更することについて、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議決を求める。 【変更内容】 (改正前) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで (改正後) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>

2. 条例案

(新規制定 1 件)

件名	概要	所管課
<p>大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p>	<p>介護保険法の改正により、新たに介護医療院が創設されることとなったことに伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について定める。 【施行予定期日】平成 30 年 4 月 1 日</p>	<p>高齢介護室 介護事業者課</p>

(一部改正 11 件)

件名	概要	所管課
<p>大阪府附属機関条例の一部を改正する条例</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、大阪府障害者自立支援協議会の担任する事務について規定の整備(条項ずれ是正)を行う。 【施行予定期日】平成 30 年 4 月 1 日</p>	<p>障がい福祉室 障がい福祉企画課</p>

<p>大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正により、主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設等に置くべき看護師については、看護師のほか保健師、助産師又は准看護師を看護職員として置くことができることとする。</p> <p>【関係条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 <p>【施行予定期日】平成30年4月1日</p>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p>
<p>大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正により、指定障害者支援施設が福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同時に行っている場合における従業者の員数及び設備に関する基準に係る特例を削除する。</p> <p>【関係条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 <p>【施行予定期日】平成30年4月1日</p>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p>

<p>大阪府福祉行政事務手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 介護保険法の改正により、同法に基づく事務の一部を市町村が処理することとなることに伴い、指定居宅介護支援事業者の指定の申請等に係る手数料を廃止する。</p> <p>2 介護保険法の改正により、共生型居宅サービス事業者の特例、共生型介護予防サービス事業者の特例の創設及び介護医療院の開設の許可等の事務の創設に伴い、当該許可の申請に係る手数料を追加する。</p> <p>【施行予定期日】平成30年4月1日</p>	<p>高齢介護室 介護事業者課</p>
<p>大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 八尾市の中核市移行に伴い、児童福祉法等に基づく事務の一部を同市が処理することとなるため、当該事務を同市が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>2 八尾市の中核市移行に伴い、児童福祉法等に基づく事務の一部を同市が処理することに合わせ、当該事務と密接に関連する他の事務を同市が処理することとする。</p> <p>3 地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、老人福祉法に基づく事務の一部を市町村が処理することとする。</p> <p>4 介護保険法の改正により、同法に基づく事務の一部を市町村が処理することとなることに伴い、当該事務を市町村が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、規定の整備（条項すれ是正）を行う。</p> <p>6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、同法に基づく事務の一部を指定都市及び中核市が処理することとなることに伴い、当該事務を指定都市及び中核市が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>【施行予定期日】平成30年4月1日</p>	<p>障がい福祉室 地域生活支援課 生活基盤推進課</p> <p>高齢介護室 介護事業者課</p> <p>子ども室 子育て支援課 家庭支援課</p>

<p>大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正により、軽費老人ホーム及び特別養護老人ホームが遵守すべき事項に身体拘束等の適正化を図るための措置を講じることが追加されたことに伴い、同趣旨の規定を追加する。</p> <p>2 健康保険法等の一部を改正する法律の改正に伴い、病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床を転換して軽費老人ホーム又は特別養護老人ホームを開設する場合における耐火構造に係る基準を緩和する経過措置を延長する。</p> <p>【施行予定期日】平成30年4月1日</p>	<p>高齢介護室 介護事業者課</p>
<p>大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例</p>	<p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の改正により、養護老人ホーム等が遵守すべき事項に身体拘束等の適正化を図るための措置を講じることが追加されたことに伴い、同趣旨の規定を追加する。</p> <p>【関係条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 <p>【施行予定期日】平成30年4月1日ほか</p>	<p>高齢介護室 介護事業者課</p>

大阪府基金条例の一部を改正する条例	<p>子どもの貧困対策に要する経費に充てるための資金を積み立てる基金として、子ども輝く未来基金を設置する。</p> <p>【施行予定期日】 公布の日</p>	子ども室 子育て支援課
大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>幼稚園教育要領等の改正により、規定の整備(条項ずれ是正等)を行う。</p> <p>【施行予定期日】 平成30年4月1日ほか</p>	子ども室 子育て支援課
大阪府後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	<p>1 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令により厚生労働大臣が定める標準拠出率が見直されることに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合の拠出率を10万分の41から10万分の40に改正する。</p> <p>2 大阪府後期高齢者医療広域連合の拠出率を、平成30年度及び平成31年度に限り、零とする。</p> <p>【施行予定期日】 平成30年4月1日</p>	国民健康保険課
大阪府財政運営基本条例等の一部を改正する条例	<p>国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の改正により、所要の改正を行う。</p> <p>1 国民健康保険財政安定化基金については、一般財源による積立てができることとする。</p> <p>2 国民健康保険財政安定化基金について、貸付金の償還、交付金を交付する特別の理由及び市町村からの拠出金の徴収について定める。</p> <p>3 大阪府国民健康保険運営協議会の委員の任期及び会長に係る規定を削除する。</p> <p>【関係条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府財政運営基本条例 ・大阪府国民健康保険財政安定化基金条例 ・大阪府国民健康保険運営協議会条例 <p>【施行予定期日】 平成30年4月1日</p>	国民健康保険課

(廃止 1件)

件名	概要	所管課
大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例	介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等については市町村が処理することとなるため、本条例を廃止する。 【施行予定期日】平成30年4月1日	高齢介護室 介護事業者課

3. 報告 (2件)

件名	概要	所管課
債権放棄報告の件	福祉部の所管する債権について、大阪府債権の回収及び整理に関する条例(平成22年大阪府条例第59号)第6条第3項の規定により次のとおり放棄したので、同条第4項の規定により報告する。 1 大阪府交通事故被災世帯生活つなぎ資金貸付金 【件数】13件 【放棄する債権】7万8,455円及び当該貸付金に係る遅延損害金 【専決日】平成30年1月24日 2 大阪府婦人更生資金貸付金 【件数】8件 【放棄する債権】4万7,262円及び当該貸付金に係る遅延損害金 【専決日】平成30年1月24日	子ども室 家庭支援課

<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起及び和解の専決処分の件</p>	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起及び和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分にしたので、同条第 2 項の規定により報告する。</p> <p>訴えの提起 【件 数】 15 件 【専決日】 平成 30 年 1 月 24 日ほか</p> <p>和解 【件 数】 13 件 【専決日】 平成 30 年 1 月 12 日ほか</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>
--	--	-----------------------